

なにわ伝統野菜キャラクターの利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別記「なにわ伝統野菜キャラクター」の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、一般社団法人健康栄養支援センター（以下「HNS」という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめHNSの許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、使用申請書（様式1）に次の書類を添えて、HNSに提出しなければならない。

(1) キャラクター等の利用状況がわかるデザイン画、写真、見本等

(2) その他HNSが必要と認める書類

(使用許可)

第4条 HNSは、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用がなにわ伝統野菜の推進やPRに寄与すると認めるときは、使用の許可（以下「使用許可」という。）をすることができる。この場合において、HNSは必要があると認める場合には、キャラクター等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 HNSは、使用許可を行ったときは、使用許可書（様式2）を申請者へ送付する。

(使用許可の制限)

第5条 キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、HNSは許可しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) HNSの信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 商用に使用する場合

(6) キャラクター等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(7) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(8) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合

(9) キャラクター等の著しい変形やその他キャラクター等の使用が適当でないと認められる場合

(10) その他HNSが別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第6条 キャラクター等の使用料については、無料とする。

（地位の承継）

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 第4条の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）許可され使用内容のみに使用をすること。

（2）当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

（3）第4条の許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

（4）キャラクターを用いる際には、「©HNS」あるいは許可番号を付けた「©HNS #●●●」を、その物品、印刷物、パンフレット等に明示してください。さらに、チラシなど記載可能なものには「このキャラクターは、旧大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校のオリジナルキャラクターです。」と明記してください。

（許可の取消し等）

第9条 HNSは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可（前条の追加又は変更の許可があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取消の日から使用することはできないものとする。

（1）使用者がこの規程に違反した場合

（2）使用者が第4条の使用許可に付した条件に違反した場合

（3）申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

（4）第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

（5）その他キャラクター等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 HNSは、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 HNSは、使用者にキャラクター等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性等）

第10条 この規程による使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクター等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等についてHNSの推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第11条 HNSは、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第12条 HNSは、キャラクター等の使用を許可したことに起因する損失補償等について、一

切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクター等を利用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、HNSに迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失によりHNSに損害を与えた場合は、これによって生じた損害をHNSに賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 HNSは、キャラクター等の使用許可の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクター等の使用許可の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、一般社団法人健康栄養支援センターが行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、HNSが別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 年 月 日から適用する。